事務所通信　No.372　令和８年10月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649㈹

こども性暴力防止法の施行

こども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、令和６年６月「こども性暴力防止法」が成立しました。この法律で定められている取組は、令和８年12月25日に施行されます。



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。



対象事業者

学校設置者等

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者



対象業務

学校設置者等における教員等

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

①　日頃から講ずべき措置（初犯防止対策）

・　服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発
・　性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等
・　児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）
・　研修



②　被害が疑われる場合の対応

・　調査
・　被害児童等の保護・支援

③　特定性犯罪前科の有無の確認（再犯防止対策）

・　特定性犯罪前科の有無は、令和８年12月25日施行のこども性暴力防止法（日本版ＤＢＳ）に基づき、事業者がこども性暴力防止関連システムにログインし、アカウント登録や犯罪事実確認の交付申請を行うことにより確認します。

④　児童対象性暴力等の防止のための措置　（防止措置）

・　①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合児童対象性暴力等の防止の設置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を管理するための措置

情報管理措置は、以下の柱で構成されます。

・　犯罪事実確認記録等の適正管理
・　目的外利用・第三者提供の禁止
・　漏えい等重大事態の報告
・　確実な廃棄
・　包括的な監督体制



指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施します。

主な内容は、定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等など

◆すべての事業者が取組の義務がある

- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- 専修学校（高等課程）
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設（認可保育所、児童養護施設、障害児入所施設　等）
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業　　など



◆国の「認定」を受けた事業者　（認定は任意）

- 専修学校（一般課程）・各種学校
- 民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ　等）
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業　　など



認定について

事業者が、子ども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は、認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要があります。

認定の基準

認定には、法律で定められた性暴力を防ぐ取組や犯罪情報を適正に管理する取組を適切に実施する体制が必要です。

必要な手続き



認定を受けるためには、オンライン申請が必要です。申請から認定までには、約１～２か月かかる見込みです。

詳しくは、こども家庭庁ＨＰ
こども性暴力防止法について⇒

令和８年度年末調整の主な改正

◆所得税「非課税ライン」178万円への引上げ

基礎控除と給与所得控除が、令和７年の160万円から178万円へ非課税の壁を引上げ

◆配偶者・扶養控除等所得判定基準の引上げ

課税ラインの変更に連動し、配偶者控除や扶養控除、勤労学生控除の対象となる各種「合計所得金額」要件が一律で引上げ

◆子育て世代における生命保険料控除の拡充

23歳未満の扶養親族がいる場合、新一般生命保険料の控除枠上限が従来の４万円から６万円へ拡充



◆（そのほか）通勤手当非課税限度改正

片道65km以上の長距離通勤で、非課税枠が引上げ。さらに、月額最大 5,000円の契約駐車場代を加算する措置が新設

年収 106 万円の壁･週 20 時間の壁

これまで、週20時間以上働いていても、給与が月8.8万円未満なら社会保険は、適用除外ルールがなくなり、10月以降の加入基準は週の所定労働時間が20時間以上か否かとなります。

項目	改正前(~2026年9月)	改正後(2026年10月~)
所定労働時間	20時間以上	20時間以上(絶対基準)
賃金要件	月額8.8万円以上	撤廃(いくらでも加入)
企業規模	51人以上	51人以上(※順次拡大)

◆今後の社会保険適用事業所の拡大スケジュール

時期	対象企業規模
令和８年10月	51人以上（賃金要件撤廃）
令和９年10月	35人以上
令和10年10月	20人以上
令和11年10月	10人以上
令和12年10月	全事業所（規模要件撤廃）

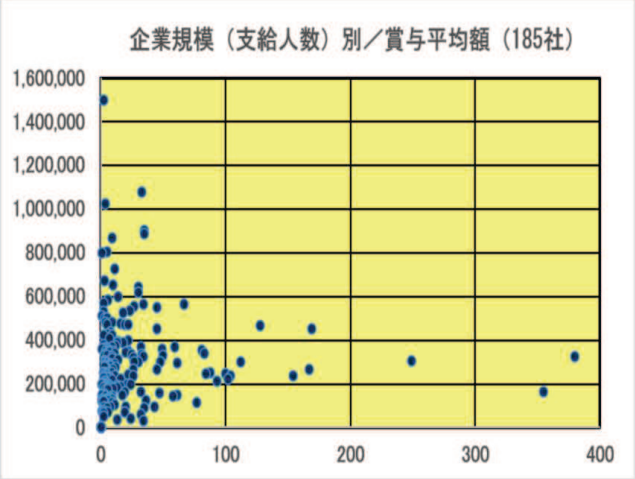


☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■８年夏期賞与分析

▲弊所が扱った「社保・賞与届」からの夏期賞与支給状況（253社）の分析結果です。
（社会保険加入のパート社員分を含む）

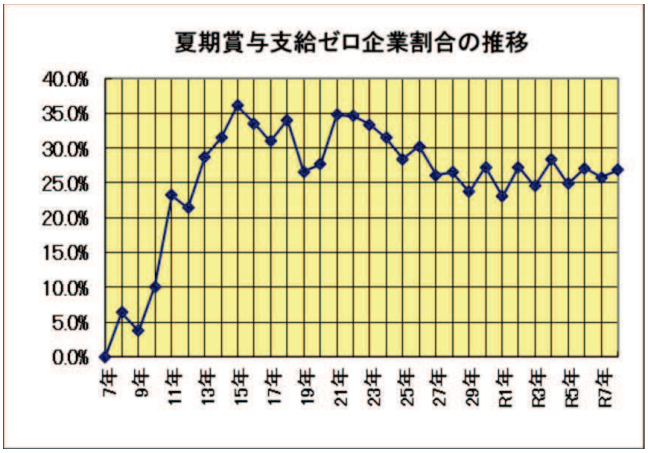
■企業規模（支給人員）別／賞与平均額



■全社加重平均額306.465円（前年比 103.15%）



■支給ゼロ企業は68社26.8%（前年は25.8%）



■ 拾い読みの読書

曖昧な弱者の時代

著　者／　伊藤 昌亮
出版社／　岩波新書　　９２０円＋税

P163　経済的な観点から・・収入の当てのない低所得者、高齢者、障害者、子供、子育て世帯、一人親世帯、障害児のいる世帯、遺族、難病患者失業者、労災者など。文化的観点から・・女性、子供、高齢者、障害者、被差別部落民、アイヌの人々、外国人、感染症患者、刑を終えた出所者、犯罪被害者とその家族、ＬＧＢＴＱ、ホームレスの人々などが、今日日本では「明確な弱者」として広く認定される存在。

・・近年、高齢者だけでなく現役世代も・・女性だけでなく男性も含めるべきだ。日本人こそつらいのだから外国人は除いてもらいたい・・低所得者よりも中間所得者、障害者より健常者、失業者よりも労働者のほうがつらい・・元来「強者リスト」のメンバーであるはずの人が・・「弱者」の仲間入りをさせてもらいたいと望むケースが増えている。・・「明確な弱者」の枠には収まりきらない多様な弱者、「曖昧な弱者」が大量発生するようになった。

■ 絵手紙通信



新潟・山古志地域特産の「神楽南蛮」
酒のつまみに「辛子みそ」が最高

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (372号)

■ 覚悟を決める (R8.9.3)

▲会社の担当者から「協調性に欠け、度々トラブルを起こす社員に注意・指導をして来たが改善せず、周囲に影響を及ぼし始めたので辞めてもらいたい」と相談を受け、事実関係を検証し、勧奨退職、普通解雇に向け努力しましょうとなっても、「争いになるのも困る」「監督署に駆け込まれ、面倒になっても困る」「助成金に影響するのも困る」と腰砕けになることがある。

▲実際、解雇は、労働契約法第16条「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」の規定が示す通りハードルが高く、担当者が及び腰になるのも分からないでもない。

▲こんな時、「二兎追うものは一兎も得ず」「虻蜂取らず」のことわざを例に、辞めてもらって業務の正常化を図ることを第一とするのか、今は波風立てず我慢するのか、覚悟・腹を決めましょうと決断を促すことがある。

▲覚悟・腹を決めるとは、目標を一方向に絞り、その成就に向け努力を傾注することであり、もう片方の望みは、一旦諦め、捨てるのである。

▲覚悟・腹を決めてことに当たると、成就に向けた策にも勢いが増し、それが相手にも伝わり、ことが上手く運ぶことを多く見て来た。目的が完全に成就されなかったとしても、一連の行動、話し合いの中で、相手の態度に変化をもたらしたこともあった。

▲ただし、「短気は損気」ということわざがある通り、覚悟にも冷静な判断が必要ではある。

■ 旨い酒 (R8.9.10)



▲大学時代に所属していたクラブの70周年記念式典に上京し、苦楽を共にした同期を始め、先輩、後輩と大いに飲み語らった。

▲全国各地から集まった14人での前夜祭は、お茶の水駅前の小洒落た居酒屋。先ずは、昨年の暮れと一月に逝った先輩と同期への献杯から始まり、昔話に花を咲かせながら、銘々好みの飲み物を注文する中で、一人「すっきりした爽快な喉ごし」を謳う千葉・甲子正宗辛口をお代わりし続けた。

▲それにしてもあの頃は良く飲んだものだ。「大酒飲みが入部した」との噂が広まり、先輩から勝負を挑まれ、迎撃、撃沈、相撃ちと酒にまつわる話は尽きなかったが、今の時代は二十歳まで酒はご法度。発覚したら不祥事として廃部の危機となると知り、高校野球でもあるまいしつまらない時代と気の毒にさえ思った。

▲翌日、有志６人で４年前に亡くなった二学年先輩の墓参をし、道すがら見つけたネパール料理店でビール、水割りで献杯後、式典会場に入った。

▲会場は、大学15階のホール。立食ながら美味しそうな料理を横目に、さっき摘まんだネパール料理の満腹感に、唯々赤ワインで舌を洗った。

▲各グループに分かれた二次会は、東京駅前の新丸ビル５階の蕎麦屋。乾杯の生ビールの後は、メニュー先頭にあった宮城・浦霞　辛口を口に運びながら昔話を再開。話も飲む勢いも衰えぬまま、新幹線の発車時刻が迫り再会を誓い解散した。

▲車窓を流れる灯りに、56年来の友との思い出を重ね、それぞれがそれぞれの良き人生を歩んでいることを思いつつ、祭りのあとの寂しさを癒していた。それにしても旨い酒だった。